TMI 総合法律事務所
中 国 最 新 法 令 情 報

－ 2025 年 11 月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

― 目 次 ―

I. 最新法令情報（2025 年 10 月中旬～2025 年 11 月中旬）
- 個人情報越境移転認証弁法
- サイバーセキュリティ法（改正法）
- 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿）

II. 中国法務の現場より
- 中国企業の海外進出動向

III. バックナンバー

◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含むものではありません。

◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

©TMI Associates All Right Reserved

I. 最新法令情報（2025 年 10 月中旬～2025 年 11 月中旬）

◆ 個人情報越境移転認証弁法[1]

国家インターネット情報弁公室・国家市場監督管理総局令 第 20 号
2025 年 10 月 14 日公布　2026 年 1 月 1 日施行

1. はじめに

2025 年 10 月 14 日、中国国家インターネット情報弁公室及び国家市場監督管理総局は共同で「個人情報越境移転認証弁法」（以下「**認証弁法**」という。）を公布し、2026 年 1 月 1 日より正式に施行することとなった。「個人情報保護法」第 38 条により確立された三つの越境移転ルートの一つとして、個人情報越境移転認証制度はこれまで実務上、統一的かつ操作可能な詳細規定を欠いていたが、今回の認証弁法の公布により、「セキュリティ評価―標準契約―保護認証」という三大制度構成が全面的に具現化され、制度体系は一層成熟し、予見可能性の高い段階へと移行したといえる。

とりわけ、多国籍企業がデータの越境移転、越境協働及びグローバルな事業展開を頻繁に進める現状において、認証弁法の施行は企業のデータガバナンス手法に対し顕著な影響を及ぼすことが予想される。以下では、認証弁法により構築された認証制度の概要と、その実務への影響について簡潔に分析する。

2. 要点

（1）適用範囲

2024 年 3 月に公布された「データの越境流動促進と規範規定」（以下「**越境流動規定**」という。）[2]は、セキュリティ評価・標準契約・保護認証という三つのルートの適用範囲を既に明確に区分している。すなわち、セキュリティ評価の対象に該当する越境移転行為については、標準契約及び個人情報保護認証の適用は認められない[3]。一方、標準契約と認証ルートは、一定規模内で個人情報を越境移転する非重要情報インフラ運営者に適用される[4]。

認証弁法は、認証ルートの適用条件をさらに明確化しており、以下 3 つの要件を同時に満たす必要がある[5]。

ア　主体要件

適用対象は非重要情報インフラ運営者に限られ、この点は越境流動規定における基本的ルールと整合している。

イ　数量基準

越境提供される個人情報の規模は、以下の区間に該当しなければならない。

[1] 中国語で「个人信息出境认证办法」という。
[2] 中国語で「促进和规范数据跨境流动规定」という。
[3] 越境流動規定第７条
[4] 越境流動規定第８条
[5] 認証弁法第5条

©TMI Associates All Right Reserved

- 当年 1 月 1 日以降、累計 10 万人以上 100 万人未満の個人情報（センシティブ個人情報を除く）を国外に提供する場合；又は
- 1 万人未満のセンシティブ個人情報を国外に提供する場合。

ウ　データ類型に関する除外要件

越境移転されるデータに「重要データ」が含まれてはならない。重要データとは、ひとたび改ざん、破損、漏えい又は不正取得、不正利用等が生じた場合に国家の安全、経済運営、社会の安定、公衆衛生及び安全に危害を及ぼすおそれのあるデータをいう[6]。重要データを越境移転する場合は、セキュリティ評価を受けなければならない[7]。

加えて、越境流動規定は、契約履行の必要性や越境的人事管理など、複数の免除事由を既に列挙している[8]。個人情報取扱者がこれらの免除事由に該当する場合、たとえ移転規模が認証基準を超えていても、認証を実施する必要はない。

（2）認証前の義務

認証弁法は、企業が認証申請を行う前に、告知義務、単独同意の取得、個人情報保護影響評価など、一連の前置的要件を完了しなければならないと規定している[9]。また、個人情報保護影響評価の重点項目を詳細化しており、合法性根拠、リスク評価、海外受領者の保護能力、個人の権利救済手段、海外法令による影響など、主要な要素が含まれている。これにより、個人情報保護影響評価の重要性が一層際立ち、認証機関が企業の適合状況を判断する際の中核的根拠として位置付けられる。

（3）認証基準

中国国家インターネット情報弁公室が公表した「データ越境安全管理政策 Q&A（2025 年 10 月）」[10]では、認証機関が個人情報保護認証を実施する際、また関連企業が認証を申請する際に参照すべき基準として、2022 年 11 月に公布された「個人情報保護認証の実施に関する公告」[11]及び国家標準「データセキュリティ技術 個人情報越境移転の安全認証要求」[12]（GB/T 46068-2025）が主要な根拠となる旨が明確にされている。

上記の「個人情報保護認証の実施に関する公告」に付随する「個人情報保護認証実施規則」[13]によれば、個人情報保護認証のモデルは「技術検証＋現場審査＋認証取得後の監督」という構成となっている[14]。また、越境移転を行う個人情報取扱者は、「情報セキュリティ技術 個人情報セキュリティ規範」[15]（GB/T 35273）及び「個人情報越境移転安全認証規範」[16]（TC260-PG-20222A）の要求を満たす必要がある[17]。

---

[6] データ越境セキュリティ評価弁法（数据出境安全评估办法）第19条
[7] データ越境セキュリティ評価弁法第4条第1号
[8] 越境流動規定第 5 条
[9] 認証弁法第 6 条
[10] https://www.cac.gov.cn/2025-10/31/c_1763633376984070.htm
[11] 中国語で「关于实施个人信息保护认证的公告」という。
[12] 中国語で「数据安全技术 个人信息跨境处理活动安全认证要求」という。
[13] 中国語で「个人信息保护认证实施规则」という。
[14] 個人情報保護認証実施規則第３条
[15] 中国語で「信息安全技术 个人信息安全规范」という。
[16] 中国語で「个人信息跨境处理活动安全认证规范」という。
[17] 個人情報保護認証実施規則第２条

©TMI Associates All Right Reserved

（4）個人情報保護認証と標準契約の比較

前述２(1)のとおり、個人情報保護認証は、個人情報取扱者が自主的に選択できる方式であり、要件を満たす個人情報の越境移転については、個人情報保護認証又は個人情報保護標準契約の締結といういずれの方式も利用することができる[18]。すなわち、個人情報取扱者が越境移転を行う際、個人情報の規模が相応の基準に達した場合には、標準契約を選択することも、個人情報保護認証を選択することも可能である。

両者の差異をみると、標準契約は契約当事者間の義務を基礎とするもので、柔軟性が高く、比較的単純な越境移転シナリオに適している。他方、個人情報保護認証は、第三者の専門機関が個人情報取扱者の継続的な越境移転活動について包括的な評価を行う仕組みである。多国籍企業のように、複数の海外拠点に対して高頻度でデータを移転するケースでは、一度の個人情報保護認証により一連の取扱活動をカバーでき、各受領者と個別に標準契約を締結・管理する場合と比較して、データ取扱いの効率が大幅に高まると考えられる。さらに、「標準契約」ルートにより個人情報を国外に提供する場合には、標準契約の発効日から 10 営業日以内に主管当局への届出が必要とされる一方[19]、個人情報保護認証ルートにはこの届出義務が存在しない。

また、個人情報保護認証は、海外事業者が直接中国国内の自然人の個人情報を取り扱うケースにも適用可能である。認証弁法は、中国国外の個人情報取扱者が認証を申請する場合、国内に設立した専門機関又は指定代表を通じて申請手続を行うべきことを定めており、海外の個人情報取扱者に対し実務的に利用可能なコンプライアンスルートを提示している[20]。

（5）認証の有効期間

認証弁法は、認証証書の有効期間を 3 年と定めている。企業が引き続き認証ルートを利用する場合、有効期限満了の 6 か月前までに更新申請を行わなければならない[21]。有効期間の設定は、認証制度が一定の安定性を提供する一方で、企業に対して定期的に越境移転のコンプライアンス状況を再検証し、事業の変化及び法規制環境の調整に適応することを求めるものである。

3. まとめ

認証弁法の正式施行は、中国における個人情報越境制度のさらなる整備を象徴するものである。多国籍企業にとって、認証弁法は個人情報保護認証に関する明確なルールを提示するとともに、標準契約よりも体系化され、継続性のある選択肢を提供し、長期的なデータフローに高い確実性をもたらすことになる。

◆ サイバーセキュリティ法（改正法）[22]

全国人民代表大会常務委員会主席令第 61 号
2025 年 10 月 28 日公布　2026 年 1 月 1 日施行

1. はじめに

2025 年 10 月 28 日、全国人民代表大会常務委員会はサイバーセキュリティ法改正決定を可決し、改正後のサイバーセキュリティ法（以下「**改正法**」という。）が 2026 年 1 月 1 日より正式に施行

[18] 越境流動規定第 8 条
[19] 個人情報越境移転標準契約弁法（个人信息出境标准合同办法）第7条
[20] 認証弁法第7条第2項
[21] 認証弁法第8条第2項
[22] 中国語で「网络安全法」という。

©TMI Associates All Right Reserved

されることとなった。今回の改正は多岐にわたり、人工知能の基礎理論研究・技術開発・インフラ整備を支援する条項の新設、ネットワーク運営者に対する個人情報取扱いに関する法定要求の遵守義務などが盛り込まれている。

中でも最も注目されるのは、既存の処罰体系を再構築した点である。具体的には、過料金額の上限を大幅に引き上げ、「危害結果に応じた階層的処罰フレームワーク」を導入するとともに、直接責任を負う主管者及びその他の責任者に対する処罰も強化された。この改革により、監督当局は大規模企業によるサイバーセキュリティ違反に対して、企業規模に見合い、より強い抑止効果を持つ執法手段を備えることとなり、これまで指摘されてきた「処罰が軽く、威嚇効果が不足している」という問題の解消に資するものと評価される。

2. 要点

（1）AI に関する規制

世界的に AI 技術が急速に発展する中、AI の活用はネットワークセキュリティ管理、データ取扱い、さらには商業運営に至るまで広範囲に及んでいる。改正法は人工知能に関する条項を新設し、国家が人工知能の基礎理論研究、技術開発、及び関連インフラ建設を支援することを明確にした。同時に、人工知能の発展を推進する一方で、その倫理的制約及びリスク管理にも留意すべきであると強調しており、「発展促進」と「安全規制」の両立という立法理念を示している[23]。この規定は、近年の中国におけるアルゴリズムガバナンス関連の規範とも接続し、より包括的な人工知能規制フレームワークの構築を意図するものである。

（2）ネットワーク運営者の個人情報取扱義務の強化

改正法は、ネットワーク運営者が個人情報を取り扱う際、本法のみならず、「民法典」及び「個人情報保護法」等の関連法規にも従うべきことを明確にした。これにより、サイバーセキュリティ法における個人情報保護義務は独立した規律として存在するのではなく、個人情報保護法体系とより緊密に連動した統一的枠組みの一部として位置付けられることとなる。

（3）法的責任の大幅な強化

改正前のサイバーセキュリティ法において、第 21 条のサイバーセキュリティ等級保護制度及び第 25 条のネットワークセキュリティインシデント対応制度に違反した場合の処罰は比較的軽微であり、ネットワーク運営者に対する過料の上限は 10 万元、直接責任を負う主管者に対する過料の上限は 5 万元に留まっていた[24]。

しかし、行政機関は、この水準では大型企業に対して十分な抑止力を形成し得ないとの認識を示していた。このため、今回の改正法では処罰水準が大幅に引き上げられ、さらに危害結果に応じた分級処罰体系が導入され、従来の「単一基準」に基づく処罰方式から、より階層化された処罰枠組へと転換が図られた。

以下の表は、改正前後の処罰の差異を対比したものである。

[23] 改正法第20条
[24] 改正前サイバーセキュリティ法第 59 条

©TMI Associates All Right Reserved

違法程度	処罰対象	改正前 [25]	改正後 [26]
ネットワークセキュリティ保護義務の不履行	ネットワーク運営者	過料なし	1 万元以上 5 万元以下の過料
	直接責任を負う主管者及びその他の責任者	規定なし	規定なし
是正拒否又はネットワーク安全に対する危害等の結果を生じさせた場合	ネットワーク運営者	1 万元以上 10 万元以下の過料	5 万元以上 50 万元以下の過料
	直接責任を負う主管者及びその他の責任者	5 千元以上 5 万元以下の過料	1 万元以上 10 万元以下の過料
重大なネットワーク安全危害の結果を招致した場合（多数のデータ漏えい、重要情報インフラの部分的機能喪失等を含む）	ネットワーク運営者	規定なし	50 万元以上 200 万元以下の過料
	直接責任を負う主管者及びその他の責任者	規定なし	5 万元以上 20 万元以下の過料
特に重大なネットワーク安全危害の結果を招致した場合（重要情報インフラの主要機能喪失等を含む）	ネットワーク運営者	規定なし	200 万元以上 1,000 万元以下の過料
	直接責任を負う主管者及びその他の責任者	規定なし	20 万元以上 100 万元以下の過料

以上を踏まえると、改正法は、危害結果に応じてネットワーク運営者に対する過料の下限を引き上げたのみならず、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対する処罰事由及び過料金額も大幅に拡大していることが分かる。そのため、企業の管理職にとっては、ネットワークセキュリティ義務の確実な履行が不可欠であり、怠った場合には個人として一層高いコンプライアンスリスクを負うことになる。

（4）アプリケーションの閉鎖措置の新設

改正法は、複数条項においてアプリケーションの閉鎖という新たな処罰方式を導入している [27]。この改正は、アプリケーションそのものが主管当局の重要な監管対象であることを明確に示すものでもある。デジタル経済が高度に発展する今日、アプリケーションは多くの企業の中核的資産を担っており、アプリケーションが閉鎖されれば、その影響は単なる過料をはるかに上回り得る。したがって、アプリケーションに依拠して事業運営を行う企業にとっては、アプリケーション閉鎖は事業中断、ユーザー喪失、さらにはその他の連鎖的リスクを直接引き起こす可能性がある。

（5）国外制裁範囲の拡大

改正法は、制裁対象行為を従来の「重要情報インフラに危害を加える行為」から、「中国のサイバーセキュリティに危害を加える活動」へと拡大しており、監管権限が大きく広がる結果となっている [28]。

以下の表は、サイバーセキュリティ法改正前後における国外制裁条項の比較を示すものである。

[25] 改正前サイバーセキュリティ法第 59 条
[26] 改正法第 61 条
[27] 改正法第64条、第65条、69条
[28] 改正法第 77 条

©TMI Associates All Right Reserved

改正前	改正後
第 75 条 国外の機関、組織及び個人が攻撃、侵入、妨害、破壊等の中華人民共和国の重要情報インフラを脅かす活動に従事し、重大な結果をもたらした場合、法により法的責任を追及する。また、国務院の公安機関及び関係機関は、当該機関、組織及び個人に対し財産の凍結その他の必要な制裁措置を講じることができる。	第 77 条 国外の機関、組織及び個人が攻撃、侵入、妨害、破壊等の中華人民共和国のサイバーセキュリティを脅かす活動に従事し、重大な結果をもたらした場合、法により法的責任を追及する。また、国務院の公安機関及び関係機関は、当該機関、組織及び個人に対し財産の凍結その他の必要な制裁措置を講じることができる。

改正前のサイバーセキュリティ法において、国外制裁の対象となる行為は「中国の重要情報インフラ」に対する行為に限定されていた。「重要情報インフラ保護条例」[29]では「重要情報インフラ」を、破壊、機能喪失、又はデータ漏えいが発生した場合、国家安全、国民経済・民生、公共利益に重大な危害を及ぼすおそれのある対象と定義している[30]。実務上、重要情報インフラの範囲は比較的明確であり、主管当局から積極的に認定されていない限り、企業や施設は重要情報インフラとして扱われない。

しかし、改正法が規定する「ネットワークセキュリティ」は、これとは異なり、より広範で抽象度の高い概念である。これは特定の施設を指すものではなく、監督当局により「中国のネットワークセキュリティを危害する」と認定され得る、国外で行われたあらゆる行為を含む可能性がある。このような行為に該当すると判断された場合、監督当局は、関連企業又は企業の高官に対して、財産凍結を含む制裁措置を講じることができる。

3. まとめ

サイバーセキュリティ法の改正の核心は、罰則の大幅強化、責任区分の細分化、適用範囲の拡大といった手法を通じて、より強い抑止力を備えたネットワークセキュリティ規制体系を構築する点にある。多国籍企業は、内部ポリシーやセキュリティ管理体制を整備するとともに、データ越境移転リスクの把握及び全体的なコンプライアンス体制の強化を図る必要がある。また、管理職が適切に監督責任を果たすことにより、個人に対するコンプライアンスリスクを回避することが求められる。

◆ 電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿）[31]

国家市場監督管理総局　2025 年 11 月 14 日公布

1. はじめに

2025 年 11 月 14 日、国家市場監督管理総局は「電子商取引プラットフォームによる商標侵害事件の調査協力に関する規定（意見募集稿）」（以下「**意見募集稿**」という。）を公表した。本意見募集稿の背景には、監督当局が電子商取引プラットフォーム上の出店者による商標専用権侵害事件を処理する際、関係ネット店舗の経営者と連絡が取れず、執行が進まないといった実務上の問題が頻発してきたことがある。意見募集稿は、出店者の身元確認及び連絡先の真実性確認義務をプラットフォーム経営者に明確に課すとともに、プラットフォーム経営者が消極的に対応したり、義務を履

[29] 中国語で「关键信息基础设施安全保护条例」という。
[30] 重要情報インフラ保護条例第 2 条
[31] 中国語で「电子商务平台协助查处商标侵权案件规定（征求意见稿）」という。

©TMI Associates All Right Reserved

行しなかった場合には相応の法律責任を負う可能性があることを定め、監督当局による関連違法行為の処理に対しプラットフォーム経営者が積極的に協力するよう促すことを目的としている。

以下では、意見募集稿の主要条項について簡潔に分析する。

2. 要点

（1）電子商取引プラットフォーム経営者に対する保護措置の実施に関する通知

意見募集稿によれば、監督当局が商標侵害行為の存在を初歩的に証明し得る証拠を把握した場合、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、法令に基づき必要な知的財産権保護措置を講じるよう通知することができる。プラットフォーム経営者は通知を受領後 5 営業日以内に、講じた措置について書面で主管当局に回答しなければならない [32]。この規定により、プラットフォーム経営者は短期間で迅速に対応することが求められ、潜在的な侵害行為の継続的拡散を効果的に阻止し、行政執行の迅速性と実効性を高める効果が期待される。

（2）連絡不能な出店者への対応メカニズム

意見募集稿は、関係ネット店舗の経営者が虚偽の住所情報により連絡不能となっている場合、監督当局が電子商取引プラットフォーム経営者に対し相応の措置を講じるよう通知できることを明確にしている。プラットフォーム経営者は、当該店舗及び関連商品情報ページの最上部に「市場監督管理部門の調査により、当該経営者の住所情報は不実である」との明確な表示を行うとともに、当該ネット店舗経営者に対し、真実の情報の補充と監督当局の調査への協力を促す必要がある [33]。

プラットフォーム経営者に対し、上記ネット店舗経営者に対する「明確な表示」を行う義務を課すことには、消費者に潜在的な取引リスクを提示し、消費者の知る権利を保障する効果があるとともに、経営者に対して連絡不能の状態を放置すればより重大な不利益を招く可能性があることを示し、自発的な連絡回復を促す効果もある。

このメカニズムは、「店舗経営者と連絡が取れない」という長年の執行上の課題に対し、実効性のある制度的解決策を提供するものである。

（3）地域をまたぐ事件における管轄調整

複数地域にまたがる商標侵害事件について、意見募集稿は各地域の市場監督部門の管轄権及び協力義務をさらに明確化している [34]。電子商取引の分野では、経営主体が複数の関連場所を有することが多い。例えば、実店舗又はネット上の営業場所、経営者の常住地、ネット店舗を運用する端末機器の所在地、商品の保管場所、発送地などである。これら複雑な地域的関連性により、複数の当局が同時に管轄権を主張したり、逆にいずれの当局も管轄を引き受けたがらない状況が生じやすい。

意見募集稿は、地域管轄ルール及び協力調査の手続を明確にすることで、こうした管轄衝突の回避と執行効率の向上に資するものであり、地域をまたぐ案件の円滑な執行連携を実現する効果が期待される。

[32] 意見募集稿第5条
[33] 意見募集稿第6条
[34] 意見募集稿第8条

©TMI Associates All Right Reserved

（4）電子商取引プラットフォーム経営者の積極的行動義務の強化

意見募集稿は、電子商取引プラットフォーム経営者の積極的行動義務を特に強調している。プラットフォーム経営者が正当な理由なく前述の協力義務を履行しなかった場合、商標専用権侵害行為に便益を提供したものとみなされ、商標侵害を「幇助」した行為に該当すると判断され得るため、市場監督当局による行政処分を受ける可能性がある[35]。

この規定により、プラットフォーム経営者の責任は「受動的な対応義務」から「能動的な協力義務」へと格上げされ、知的財産権保護体制の中での法的責任が一層明確化されたといえる。

3. まとめ

以上を踏まえ、本意見募集稿は、電子商取引プラットフォーム経営者の審査義務及び協力義務を強化することにより、商標権保護の水準向上を図ることを目的とする。主な内容としては、商家の身元確認責任の付与、処理状況の迅速なフィードバック、連絡不能な店舗経営者問題への協力、及び監督当局からの協力要請への積極的な対応が挙げられる。

これらのメカニズムを整備することにより、監督当局を長年悩ませてきた執行停滞問題の解消に寄与し、制度面から商標権利者の正当な権益をより確実に保障することが期待される。

執筆担当：範　婷婷

[35] 意見募集稿第９条

©TMI Associates All Right Reserved

II. 中国法務の現場より

◆ 中国企業の海外進出動向

最近の日中関係は台湾問題を巡って空前の緊張状態にある。2025 年 11 月 14 日に中国外交部が日本への渡航注意情報を発表したことを受け、日中間の 12 の航空路線が全面運休となっている。また、多数の文化交流プロジェクトが停止し、在中の日本人芸能人の公演も延期または中止となっている。こうした状況下で、日本に進出している中国企業は世論や政策面で圧力に直面しており、特に国有企業は対日投資を推進する際にはより慎重になり、一部のプロジェクトの推進が見合わせられている。

とはいえ、日本は巨大な消費市場、高度に発達した技術産業、そして成熟し安定したビジネス環境を有しており、新エネルギー、医薬、ゲーム、ロボット及び AI などの分野の中国企業にとって、依然として不可欠な海外進出先となっている。

再生可能エネルギー市場を例に取ると、中国の太陽光発電市場では競争の激化と利益率の圧迫が進んだ結果、多くの中国企業が海外市場へ進出することを検討している。日本市場は比較的高い利益率と安定した政策支援により、数多くの中国太陽光発電企業の主要な進出先の一つとなっている。

また、蓄電所分野では、最近で 5 社の中国企業が海外市場において合計 11.4GWh を超える蓄電所プロジェクトを受注した。そのうち、Sungrow は日本の Hexa Energy と契約を結び、4 件の特別高圧蓄電プロジェクトに対し、合計約 600MWh のシステム設備を供給するほか、システム設計、エンジニアリング実施、O&M（運用・保守）管理まで包括的なサービスを提供するとのことである。

近年の日中関係を背景に、中国国内の蓄電池メーカーには一時的な影響が生じる可能性があり、中国国有企業は短期的には日本の EPC プロジェクト受注に対し慎重な姿勢をとると見られる。一方、日本のエネルギー貯蔵市場は「参入障壁が高く、価格水準が高く、収益性も高い」という構造的な特性を維持しており、中国の民間資本の参入を引き続き牽引していくものと考えられる。

筆者が最近携わった案件から見ると、技術的に成熟しコスト競争力を有する中国蓄電池メーカーが、単なる設備サプライヤーから、蓄電所の開発・建設・運営までを手がける総合事業者へと移行しつつあるという印象である。さらに多くの中国企業が日本電力系統が要求する JET 認証を取得し、投資価値が高く参入障壁も高い、秒単位での応答が求められる一次調整市場への参入を果たしている。

執筆担当：苗　暁艶

©TMI Associates All Right Reserved

III. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2025 年 10 月号	• 企業が競業避止義務を実施するためのコンプライアンスガイダンス • サイバーセキュリティ事件報告管理弁法 • 電子印章管理弁法	• 中国データ実務におけるセンシティブ個人情報への関心の高まり
2025 年 9 月号	• 会社登記強制抹消制度実施弁法 • 仲裁法（2025 年改正） • 企業破産法改正案（意見募集稿）	• 中国商標審査の最新状況
2025 年 8 月号	• 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（ニ） • ネットワーク情報部門による行政処罰裁量権基準の適用に関する規定 • サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおける QR コード注文に関する個人情報保護要求（意見募集稿）	• 労働紛争に関する随想
2025 年 7 月号	• 未成年者の心身の健康に影響を与える可能性のあるインターネット情報分類方法（意見募集稿） • 反不正競争法	• 訪日外客の構成に思うこと
2025 年 6 月号	• 医療広告監督管理ガイドライン • ライブコマース監督管理弁法（意見募集稿）	• EU が中国の禁訴令を WTO 提訴している事案の進展 • 中国個人情報保護コンプライアンス監査弁法と関連法令の整理 • ラブブの背景にある中国のグッズ経済
2025 年 5 月号	• 中華人民共和国民営経済促進法 • 営業秘密保護規定（意見募集稿）	• 上海における電気自動車の普及
2025 年 4 月号	• 顔識別技術応用安全管理弁法 • 企業経営異常名簿管理弁法及び企業公示情報抜取検査弁法の改正	• 中国における生成 AI 規制 • 中国が米インフレ削減法を WTO 提訴している事案の進展 • 流砂の歩き方を学ぶ
2025 年 3 月号	• 個人情報保護コンプライアンス監査管理弁法 • 『中華人民共和国会社法』に基づく会社登録強制抹消登記制度の実施に関する規定（意見募集稿）	• 日本と中国のコンテンツ業界における新たな潮流

©TMI Associates All Right Reserved

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2025 年 2 月号	• 外貨及び香港、マカオ、台湾通貨に係わる遅延支払の利息計算基準に関する最高人民法院の回答 • 医薬企業における商業賄賂リスクの防止に関するコンプライアンスガイドライン	• AI とうまく付き合う法
2025 年 1 月号	• 中華人民共和国増値税法 • 水平型事業者集中審査ガイドライン • 個人情報越境移転保護認証弁法（意見募集稿）	• 最近感じた傾向と中国ビジネスの展望
2024 年 12 月号	• 海外医薬品流通許可保有者による国内責任者の指定の管理に関する暫定規定 • モバイルインターネットにおける未成年者モード設定に関するガイドライン	• 日中間の入国手続の緩和
2024 年 11 月号	• 外国投資者の中国上場企業への戦略投資に関する管理弁法 • 商標権侵害案件違法経営額計算弁法 • 「全国祝祭日及び記念日休暇弁法」改正に関する決定	• 【商標】不使用取消請求の審査に関する新動向 • 両用品目輸出管理条例及び両用品目輸出管理リスト • 中国「双十一」セールにおける３つの変化

編集・発行
TMI 総合法律事務所
発行日
2025 年 11 月 28 日

©TMI Associates All Right Reserved

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス
〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス
〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

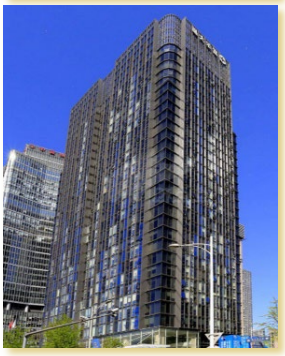

北京オフィス
〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大厦 3204 室
TEL：+86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp

TMI 総合法律事務所拠点一覧

オフィス
東京/名古屋/大阪/京都/神戸/広島/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ブリュッセル/ジャカルタ/クアラルンプール/シドニー※

現地デスク
フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

※ジャカルタ及びクアラルンプールは現地法律事務所との提携による

©TMI Associates All Right Reserved